

埼玉県・さいたま市公営住宅協議会設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県（以下「県」という。）及びさいたま市（以下「市」という。）は、市内におけるこれまでの公営住宅の整備状況を踏まえ、公営住宅の適正な配置と効率的な運営等を進めるため、県市にわたる課題や県市相互の連携に関して協議する埼玉県・さいたま市公営住宅協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) さいたま市内の公営住宅における県市の役割分担の検討
- (2) 県市が連携した高齢者等見守りサービスの検討
- (3) 建替え時の仮移転先等の相互協力、県市が連携した団地再生事業の検討
- (4) その他

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる職にある者をもって構成するほか、必要に応じて議題に関係する職員（他部局を含む）を出席させることができる。

- (1) 埼玉県都市整備部住宅課

課長、企画・住宅経営担当副課長、住宅経営担当主幹及び主査、県営住宅管理担当主幹及び主査

- (2) さいたま市建設局建築部住宅政策課

課長、課長補佐、住宅政策係長、住宅整備係長

2 協議会の座長は、県都市整備部住宅課長が行う。

3 座長が出席できない場合、市住宅政策課長、県住宅課副課長又は市住宅政策課課長補佐が代理する。

(会議)

第4条 協議会は、座長が必要に応じて招集し、開催する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、県にあっては住宅課住宅経営担当、市にあっては住宅政策課住宅政策係で処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、県及び市が協議して定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。